

○大府市水道事業給配水管等破損事故に係る請求に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大府市水道事業が管理する給配水管施設を破損させた場合の迅速な原形復旧と、このことによって生ずる損失を民法（明治29年法律第39号）第709条の規程に基づき適正な弁償を請求するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(届出)

第2条 大府市水道事業が管理する給配水管等施設を破損させた者（以下「破損原因者」という。）は、給配水管等破損届（様式第1号）により直ちに破損状況を水道事業の管理者の権限を行う市長（以下単に「市長」という。）に届出しなければならない。

(修繕)

第3条 市長は、破損の届出を受けた時は、直ちに修繕その他必要な措置をとるものとする。

(弁償)

第4条 破損原因者は、別表に定める負担算出基礎により算出された費用を弁償しなければならない。ただし、破損原因等の状況により弁償を免除することができる。

2 給配水管等施設破損に起因して第三者に与えた損害については、破損原因者の責任において措置するものとする。

(報告)

第5条 監督職員は、破損施設復旧完了後速やかに市長に報告しなければならない。

(弁償金の納付)

第6条 市長は、報告の結果を審査のうえ、速やかに第4条によって算定された弁償額を納入通知書により破損原因者に通知するものとする。

2 破損原因者は、納入通知書により指定された日までに弁償金を納付しなければならない。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、平成3年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。